

# 【概要版】

# カーボンハーフ実現に向けた 条例制度改正の基本方針(案)

令和 4 (2022) 年 8 月 1 日 東 京 都



#### 気候危機とエネルギー危機への対応

#### 「"TIME TO ACT"ー今こそ、行動を加速する時」

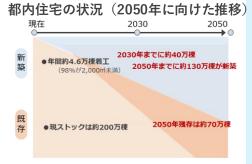
気候危機の一層の深刻化 エネルギー危機の影響の長期化懸念



都民生活や事業活動に多大な影響 脱炭素化の取組がエネルギー安全保障の確保と一体

エネルギーの大消費地・東京の責務として、**経済、健康、レジリエンスの確保**を見据え、 2030年カーボンハーフの実現に向け、脱炭素社会の基盤を早期に確立することが急務





#### ■ 東京の姿を左右する建物対策

- ・都内CO<sub>2</sub>排出量の **7割が建物でのエネルギー使用に起因**
- ・2050年時点では、**建物ストックの約半数(住宅は7割)が** 今後新築される建物に置き換わる見込み
- ・2050年の東京の姿を形作る新築建物への対策が極めて重要

# 都内の太陽光発電設備設置割合 部門別最終エネルギー消費の推移 設置あり 4.24% (95,486棟) 100 2000 2005 2010 2015 2020 (年度) 北京 (2019年度開産) 2020 (年度)

#### ■ 都内の大きなポテンシャル"屋根"

- ・都内の住宅屋根への太陽光発電設備設置量は限定的 大都市東京ならではの強み "屋根"を最大限活用
- ・家庭部門のエネルギー消費量は、2000 年度比で唯一増加 (各部門別)。一層の対策強化が必要

東京の特性を踏まえ、気候変動対策を抜本的に強化・徹底、加速度的に推進し、 よりレジリエントで豊かな住みよい都市東京を実現



## 制度強化・拡充の方向性

#### <新 築>

#### <既 存>

#### 大規模

#### 建築物環境計画書制度(マンション含む)

強化

- 再
  - ・再エネの導入、 利用検討義務
- ・太陽光発電等再エネ設備、 ZEV充電設備の整備義務

- 2.000㎡以上
- ・断熱・省エネ性能 の基準への 適合義務 ※住宅除く
- 断熱・省エネ性能 の基準の強化

# 再

・ 低炭素電力に よる排出量削減

キャップ&トレード制度

- 省
- · CO<sub>2</sub>排出 総量削減義務

- 強化
- ・再エネ利用拡大を 促す仕組みの充実
- ・積極的な取組を後押し するインセンティブ策 等

2.000m 未満

#### 建築物環境報告書制度(仮称)

新設

- 再
- ・太陽光発電、ZEV充電設備の整備義務



断熱・省エネ性能設備の整備義務

# 地球温暖化対策報告書制度

強化

- ・再エネ利用 再 の報告義務
- 省
- · CO<sub>2</sub>排出量、 省エネ対策 の報告義務
- ・2030年目標の設定と 達成状況の報告義務
- ・積極的な取組を後押し する仕組みの拡充 等

中小規模 エリア

(都市開発・

エネマネ)

#### 地域エネルギー有効利用計画制度

強化

・ゼロエミ地区形成に向け、都がガイドラインを策定、開発事業者が脱炭素化方針を策定・公表

再エネ 供給

#### エネルギー環境計画書制度

強化

・都が再エネ電力割合の2030年度目標水準を設定、供給事業者が目標設定や実績等を報告・公表

年間着工棟数の98%を占める中小規模建物を対象とした新制度を導入し、 家庭部門のエネルギー消費量の削減や「健康住宅」の標準化・普及を促進



#### 建築物環境報告書制度(仮称) 【概要】

#### 制度概要

- 年間都内供給延床面積が合計2万㎡以上の住宅供給事業者を対象とし、一定の中小規模 新築建物(住宅等)への断熱・省エネ性能、再エネ設置等の義務付け・誘導を実施
- 設置義務者である供給事業者が、注文住宅の施主等や建売分譲住宅の購入者等とともに、 建物の環境性能の向上を推進

#### 断熱・省エネ性能の基準

■ 国の住宅トップランナー制度を基に設定

#### 再エネ設置基準(太陽光発電設備)

- 再エネ設置基準=①設置可能棟数×②算定基準率×③棟当たり基準量
  - ① 設置可能棟数:算出対象屋根面積が20㎡未満等の場合、設置基準算定から除外 ⇒ 太陽光発電が設置不可能な狭小住宅を除外

奥多摩町

- ② 算定基準率:区域ごとに3段階(85%、70%、30%)の算定基準率を設定
  - ⇒ 日照条件、日影規制等の影響も考慮

30% 区域を 70% 区分した場合 85% 都内一律の場合 85%

③ 棟当たり基準量:1棟当たり2kW

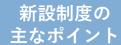
- ⇒ 災害時の生活に必要な最低限の電力を確保
- ▶ 利用可能な再生可能エネルギー:太陽光のほか、太陽熱や地中熱等も可

#### ZEV充電設備の整備基準

▶ 駐車場付戸建住宅1棟ごとに充電設備用配管等、駐車場10台以上の場合普通充電設備を整備

#### その他

● 住まい手等への環境性能の説明制度、都への報告制度、取組概要の公表制度を新設。





# 説明制度、新制度の実効性を高めるための取組の方向性

#### 説明制度イメージ

#### 【特定供給事業者】



・ハウスメーカー

新

環

境性能

0

説

明

- ・ビルダー
- ・デベロッパー 等



#### 設置基準の達成義務

- ・断熱・省エネ性能基準
- ・再エネ設置基準
- ·ZEV充電設備整備基準

#### 【都 民】



《注文住宅の施主等》



建築主等に負わせている 必要な措置の具体的な内容を 定めた指針の提示

【東京都】

配慮指針

#### 《建売分譲住宅の購入者等》

・事業者から建物の環境配慮について説明を聞き、 理解を深め、環境への負荷低減に努める

・事業者から建物の環境配慮について説明を聞いた上

で、必要な措置を講じ、環境への負荷低減に努める

情報提供

建物に必要な環境配慮について、 配慮項目や基準の概要等を提供

#### 制度の実効性を高めるハード・ソフト両面からの取組を検討

#### 制度対応への主な取組

太陽光発電設備設置時の イニシャルコストの軽減

比較的狭小な住宅にも太陽光 発電設備の設置を促進するた めの方策

太陽光発電設備設置後の維持 管理、廃棄等への対応

都からの情報発信

財源の確保

#### 方向性

- ●現行の補助制度の拡充や、初期費用なしで設置するサービス の利用促進などを通じて、イニシャルコストの軽減を検討
- ●住宅供給事業者等の多様なビジネスモデルに適合した設置が 進むよう、創意工夫を促す仕組みを検討
- ●太陽光発電のメリット(性能の向上、レジリエンス等)の増 大につながる取組を検討
- ●都民・事業者等向けの相談窓口を設置
- ●ライフサイクルに応じたアフターフォローを検討
- ●様々な媒体を通じ、制度等に関する**効果的な広報を展開**
- ●長期的かつ安定的な財源を確保

- 太陽光発電等が建築 時に標準仕様となる よう取組を深化
- 都民・事業者からの 質問や相談等への丁 寧な説明など、きめ 細かく対応
- 事業者の計画的な対 応を後押し



### 今後のスケジュール

#### ■ 今後のスケジュール

8月

環境審議会

技術検討会

9月上旬 基本方針公表

都議会の審議を経た後、 一定の周知期間を設け、施行予定

#### (参考) 海外政府・諸都市における太陽光義務化の動向

EU ヨーロッパ屋上太陽光 戦略

(European Solar Rooftops Initiatives)

#### ドイツ

(州政府が進める 太陽光発電義務化)

- ●再生可能エネルギーの導入加速:2030年目標を40%から45%に引き上げ
- ●以下のスケジュール、対象において太陽光発電設備の設置を義務化する提案
- -2026年までに、250㎡以上の使用床を有する全ての新築公共・商業建物
- -2027年までに、250㎡以上の使用床を有する全ての既存公共・商業建物
- -2029年までに、全ての新築住宅
- ●州政府において、太陽光発電義務化条例の導入が進む。規制内容は州によって異なる
- ●ベルリン市では、2023年1月1日から、住宅への太陽光発電の設置義務化
- -全ての新築・既存建物(50㎡超の屋根)の改修に適用 ※既存建物には一部例外規定あり 現在、国内16州のうち7州が太陽光義務化を導入

#### 米国 カリフォルニア州

- ●2030年までに発電における再エネ比率60%とする州法が2018年に成立、施行済み
- ●2020年、州内全ての新築低層住宅に太陽光発電設置義務化
- 戸建住宅及び集合住宅(3階建以下)の建築主、 建設事業者に義務付け
- 住宅規模や気候区分を考慮した義務基準を設定 狭小屋根等の住宅は義務免除
- ●2023年、ほぼ全ての非住宅建築物、低層以外の集合住宅に義務化を拡大
- 米国
- ニューヨーク市

- ●**2030年までに電力の再エネ比率を70%**とする計画を2019年に承認
- ●2019年、新築及び大規模屋根修繕する建築物に太陽光発電の設置または緑化を義務化
- 屋根の傾斜や面積に応じて義務内容を設定
- 規制区域、雨水管理、テラス、娯楽等の用途が屋根にある場合は対象外